佐賀県子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　佐賀県子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応支援金（以下、「県支援金」という。）の交付については、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（事業の目的）

第２条　コミュニティフリッジ、こども宅食及びこどもの居場所の活動を支援することを通じて、物価高騰の影響を受けるこどものいる生活困窮世帯を支援する。

（交付対象者及び支給額等）

第３条　県支援金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）及び県支援金の交付額は別表第１のとおりとする。

（県支援金の申請）

第４条　県支援金の交付に当たっては、様式第１号により申請を行うこととする。

（申請の受付開始日及び期限）

第５条　県支援金の申請受付開始日は令和５年８月３日とし、申請期限は令和5年12月28日とする。

（交付の条件）

第６条　申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも　該当する者であってはならない。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に　　規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える　目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　申請者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与して　　いる法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の決定）

第７条　知事は、第４条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と　認めたときは、速やかに県支援金の交付を決定するものとし、その決定の内容を、交付　決定通知書により申請者に通知するとともに、県支援金を交付する。

（県支援金の交付の決定の取消し等）

第８条　知事は、申請者が第６条第１項各号に掲げるいずれかに該当するに至ったとき又は申請者が同条第２項に該当するに至ったときは、県支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　知事が第７条の規定による交付の決定を行った後、申請内容の不備又は過誤があり、知事が申請者に対して確認等を求めたにも関わらず申請書の補正が行われなかった等、申請者の責に帰すべき事由により交付ができないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第９条　知事は、県支援金の交付を受けた後に交付対象者に該当しないことが明らかとなった者、虚偽その他不正の手段により県支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った県支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10 条　県支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（検査等）

第11 条　知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

２　交付対象者は、申請書類及び交付完了日の属する年度の活動に係る収入及び支出を　明らかにした帳簿を整備し、交付完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

附　則

この要綱は、令和５年８月３日から施行する。